



手話は「言語」です

NPO法人つなぐ手だけのこ

理事長 中木 敏子 さん

私が初めて手話に出会ったのは、約60年前のことです。当時、女子高校生と思われる5、6人が手話で会話をしている場面に偶然遭遇しました。手の動きだけでなく、顔の表情も使いながら、怒ったり、笑ったりと感情を豊かに表現しているその様子に魅了されました。話の内容は分かりませんでした。話が、彼女たちの感情が自然に伝わり、深く感動したことを今でも鮮明に覚えています。阿南市では令和7年4月1日から、「阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が施行されました。

この条例は、手話が言語であるとの理解を広めるとともに、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、社会的障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらずすべての市民が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う地域共生社会の実現をめざして制定されたものです。

手話は聴覚障がいのある方々にとって、感情や情報を伝えるための重要なコミュニケーション手段です。聴覚障がいにはさまざまな状態があり、中途失聴、難聴、ろう者などが含まれます。その状態によつて聞こえにくさの程度が異なり、使うコミュニケーション方法も違います。

特にろう者にとって、手話は意思疎通を図る唯一の方法です。

手話は、日本語とは異なる独立した言語です。全国的に統一されている標準手話のほか、地域特有の方言手話や個人の特徴が含まれる手話も存在します。また、手話には、聴者が使う「聴語」と、ろう者が使う独自の「ろう語」があります。

手話表現において最も重要

なのは「顔の表情」です。表情は意味を補足する役割を果たし、さらに手の動きの強弱や体の動きによつても、ニュアンスや意味が変わることがあります。このような視覚的要素を理解することで、手話を通じたコミュニケーションがさらに深まります。

私は日々、ろう者の方々と交流しながら、手話の魅力を学び続けています。手話を通じた対話を重ねるたびに、この言語の持つ豊かな表現力や、人々の心をつなぐ温かさを実感しています。これからも手話でつながりを深め、支え合っていきたいと思っています。



問い合わせ

人権・男女共同参画課

☎22-3094

第4回 阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 10月13日(木) 14:00~15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 デジタルライフと人権
～自分と大切な人を守るスマホのトリセツ～

講師 阿南市人権教育・啓発講師団

講師 藤井 幸さん

※入場無料。申込不要。※手話通訳あり。講演前10分程度手話講座を行います。※天候などにより中止となる場合は市ホームページでお知らせします。

人権パネル展示

人権に関するパネル展示を行いますので、ぜひご覧ください。

テーマ 高齢者虐待防止

期間 10月1日(木)~30日(金)

場所 市役所1階 高層部エレベーター前



問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094